

1 「主たる営業所の所在地」の所管区域（市町村）以外から申請をした
→ ×

【解説】

下記公告例の「2 入札に参加することができる者の資格」の「5 営業所の所在地に関する条件」は、表記されている所在地に建設業法に基づき許可された「主たる営業所」がある業者のみに入札参加資格があります。例えば、主たる営業所の所在地が「岡山県備前県民局の所管区域」と表記されていた場合、参加することができる業者の主たる営業所の所在地は「岡山県備前県民局の所管区域」の業者のみであり、それ以外の業者には参加資格がありません。

2 入札に参加することができる者の資格

入札公告日から落札者が決定する日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

1 入札参加資格共通事項	「一般競争入札(条件付)公告共通事項」1のとおり
2 当該入札参加資格業種	建築一式工事
3 業者格付	○
4 経営事項審査評定値	——
5 営業所の所在地に関する条件	<p>建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち、主たる営業所を次の場所に有していること（「主たる営業所」とは、建設業許可申請書の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）。</p> <p>・○○市、△△町又は□□村内</p>
6 特定建設業許可に関する条件	——
7 施工実績に関する条件	<p>1) 平成11年度以降に元請負人として、日本国内において、次のいずれかの建築工事（平成11年度以降に受注したものに限る。）を施工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、当該共同企業体への出資比率が20%以上のものに限る。</p> <p>ア ○○造の建築物（○○造とその他の構造を併用する建築物にあっては、○○造の部分に限る。以下同じ。）で、1棟（廊下（開放廊下を除く。）でつながっているものは1棟とみなす。以下同じ。）の延べ面積（増築又は改築工事にあつては、当該部分の面積）が○○㎡以上の新築、増築又は改築工事</p> <p>イ ○○造の建築物で、1棟の延べ面積（受注した工事部分に限る。以下同じ。）が○○㎡以上の大規模改修工事（外装及び内装工事を含むもの。）</p> <p>ウ ○○造の建築物で1棟の延べ面積が○○㎡以上の耐震補強工事（スリット施工のみの耐震補強工事を除く。）</p> <p>2) 岡山県が発注した建築一式工事のうち、平成21年4月1日から平成25年3月31日までの間に完成させた工事がある場合、それらの工事についての岡山県建設工事成績評定及び通知要領（平成13年1月1日施行）及び岡山県企業局工事成績評定及び通知要領（平成14年4月1日施行）による評定点の平均点が60点以下でないこと。なお、岡山県企業局工事成績評定及び通知要領による評定点については、平成24年4月1日以降に発注した工事に係るものに限る。</p>
8 配置技術者に関する条件	<p>次の条件を満たす建設業法第26条に規定する主任技術者を当該工事に配置することができること。</p> <p>・当該工事の入札参加資格確認申請日以前に3月以上の雇用関係があること。</p>
9 その他	——